

2026 年 7 月 14 日

各位

株式会社エクスネット

株式会社北洋銀行に対する個人向け信託管理システム提供開始について

株式会社エクスネット(代表取締役社長:新島毅、以下「当社」)は、株式会社北洋銀行(頭取:津山博恒、以下「北洋銀行」)に対し、2026 年 7 月 1 日より個人向け信託管理システム(以下「当社システム」)の提供を開始いたしました。

北洋銀行は 2026 年 6 月 17 日に信託兼営認可を取得し、自行にて個人向け信託を取り扱うことが可能となりました。このたび、地方銀行業界で高いシェアを有し、多数の導入実績を持つ当社システムが採用されました。

■ 当社システムの導入メリットは以下の通りとなります。

① 準備期間の大幅短縮

多数の導入実績から蓄積した信託業務ノウハウをもとに、顧客向け・当局向け・行内向けの必要機能をワンストップで提供できるため、信託本体参入の意思決定から取扱開始までの期間を大幅に短縮できます。

② システム対応コストの削減

当社所有のアプリケーションおよび基盤環境を月額固定利用料で提供するサービス形態により、自社開発と比較してシステム対応コストを抑制できます。

■ 今回システム提供を開始した信託商品

① 遺言代用信託（代理出金特約付）

「遺言代用信託」は、契約者が亡くなった際に、あらかじめ指定した家族等や遺贈提携先へ円滑に金銭を払出すことができる信託商品であり、全国で累計 26 万件超の実績があります。北洋銀行では、これに「代理出金特約」を付加した信託商品の取り扱いを開始されました。

＜ 代理出金特約の主な機能 ＞

・ 認知症・高度障害対策機能

委託者の判断能力が低下しても、受益者代理人の支払い指図により、委託者へ必要な資金の支払いを継続できます。

・ 解約制限機能

委託者単独での信託解約を制限し、振り込め詐欺等から信託財産を保護します。

② 暦年贈与型信託（遺言代用特約付）

「暦年贈与型信託」は、贈与契約を個別に取り交わすことなく生前贈与を行う信託商品で、円滑な資産移転ニーズに応えることができます。

北洋銀行では、この「暦年贈与型信託」に「遺言代用信託」の機能を付加し、生前贈与の途中で契約者が亡くなった場合でも、あらかじめ指定した第二受益者が残余財産を受け取れる機能を付加した信託商品の取り扱いを開始されました。

当社は、地方銀行において拡大が見込まれる資産承継・贈与ニーズに加え、振り込み詐欺対策や認知症対策といった社会的課題に応えるソリューションを、今後も幅広く提供してまいります。

以上

報道機関向け問い合わせ先
株式会社エクスネット
第一金融サービス本部
03-5367-2236
担当：林・斉藤